

○公募型プロポーザルに関する公告

公募型プロポーザル方式による受託者公募について、次のとおり公告する。

当プロポーザルに参加を希望する者は、下記により関係書類を作成の上、提出されたい。

令和7年5月16日

牛久市長 沼田 和利

1 調達に付する事項

(1) 委託業務名

令和7年度うしくグルメをつくるアイデアソン業務委託

(2) 委託業務の内容

別紙「令和7年度うしくグルメをつくるアイデアソン業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約確定日の翌日から令和8年3月31日まで

(4) 見積限度額

3,674,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 資格要件

- (1) 国税又は地方税を滞納していない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 牛久市暴力団排除条例（平成23年条例第23号）第2条に規定する者や団体でないこと。
- (5) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- (6) 過去に国又は地方公共団体における同種又は類似業務を実施した実績を有する者であること。

3 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法及び結果の通知

提出された企画提案書に基づき、担当部署内に設置した「プロポーザル方式選定審査委員会」において、下記（2）の評価項目をもとに審査（プレゼンテーション含む）を行い、プロポーザル採用1社を選定する。

ただし、企画提案書の提出者が1社のみであった場合には、書面のみによる審査を行う場合もある。また、企画提案書の提出者が複数あった場合、書面による審査を行い、上位の者を

プレゼンテーションによる審査の対象とする場合もある。審査結果は郵送または電子メールにて提案者全員に通知する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

(2) 企画提案内容を特定するための評価項目

1 業務内容	①業務の理解度	業務の趣旨・目的を理解し、企画に反映しているか。
	②提案の的確性	仕様書を踏まえた的確な提案内容となっているか。
	③アイデアソンによる新商品開発支援の内容の具体性・実効性	成長意欲の高い事業者の新しい商品開発・事業展開を後押しできる、具体性かつ実効性のある提案内容となっているか。事前にアイデアソンへの参加に期待出来る事業者を具体的に想定できているか。
	④その他支援等の内容の具体性・実効性	情報発信については、本業務の内容を効果的に発信できる提案内容となっているか。
	⑤提案の実現可能性	実現可能かつ、適切なスケジュールに基づく提案内容となっているか。
	⑥経費配分の適切性	経費配分を含め、適切な見積額となっているか。
2 実施体制	⑦実施体制の適切性	指揮系統（責任者、担当者等）が具体的に示され、本業務を着実に推進できる体制となっているか。
3 業務実績	⑧過去の実績	過去に同種又は類似業務の実績があり、本業務を確実に履行する能力があると認められるか。

4 手続き等に関する事項

(1) 事務局 牛久市環境経済部未来創造課

〒300-1292 牛久市中央3丁目15番地1 本庁舎3階

電話 029(873)2111

FAX 029(871)0111

E-mail mirai@city.ushiku.ibaraki.jp

(2) 公募に関する説明書の交付

ア 交付期間

公告の日から令和7年6月9日の17時まで

イ 交付場所

上記(1)の事務局に同じ

ウ 交付方法

上記(1)において直接交付、または市ホームページよりダウンロードする。なお、直接交付を希望する場合は、上記(1)の事務局へ事前に連絡すること。

(3) 質問の受付

別に定める説明書による

5 提出書類及び提出方法等

(1) 提出書類及び提出部数 送付の場合

ア 企画提案提出書（様式第1号） 1部

イ 企画提案書（様式第2号） 7部

※企画提案書について、様式第2号に定めた内容がすべて盛り込まれていれば、別途作成した企画提案書をもって様式第2号に替えて差し支えない。

ウ 資格要件に係る申立書（様式第3号） 1部

エ 見積書（任意様式） 1部

(2) 提出期限 令和7年6月9日の17時必着

(3) 提出方法 電子メールまたは送付（送付記録が残るもの）に限る。なお、電子メールにて提出したときは、電話で到着確認を行うこと。

(4) 提出先 上記4（1）の事務局に同じ。

6 その他

(1) 書類等の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。

(3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。

(4) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。

(5) 採択された企画提案書の著作権は牛久市に帰属する。

(6) 企画提案の審査は提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、提案された内容について必要に応じて変更する場合がある。

(7) 契約書作成の要否 要